

各センター

- ② 必要書類の徴収・回付
- ④ 追加書類の徴収・回付
- ⑨ 利用許可

- ③ 回付された必要資料をもとに経済産業省への申請要否を判断 (要・不要を連絡) ※3
- ⑤ 回付された追加資料をもとに経済産業省への申請書類作成
- ⑧ 経済産業省の判断結果 (許可・不許可) を連絡

利用申請者



- ① 利用申請 ※1
- ⑩ 利用開始

・外国籍  
・外国機関所属

- ・利用申請書(写)
- ・居住性チェックリスト
- ・経歴書 ※2
- ・在留カード(写) ※2

居住性の確認  
**居住者**  
・入国後6月経過  
・日本国内で勤務

居住性の確認  
**非居住者**  
・6月未経過  
・国内非勤務

- ・所属機関の所在地
- ・居住地(住居地)等

**グループA (ホワイト国)**

- ・所属機関の所在地
- ・居住地(住居地)等

**グループA 以外の国**

技術(マニュアル)の該非判定

申請要否

該当

不要

非該当

不要

該当

不要(ホワイト包括許可)

非該当

不要

該当

**必要**

非該当

不要

経済産業省



⑥ 許可申請

- ・役務取引許可申請書
- ・申請理由書
- ・契約書
- ・該非判定書
- ・取引概要説明書
- ・提供技術説明書
- ・在籍証明書

⑦ 許可取得

※1 外国籍又は外国機関所属ではない利用申請者については、取扱いの変更はありません。

※2 経歴書及び在留カード(写)は、一部の方のみ提出が必要となります。

※3 経済産業省への申請が不要であることが確認された利用申請者については、以下④～⑧を待たず、各センターにて利用許可を行うことが可能です。